

世田谷区特別支援教育推進計画（素案）【概要版】

第1章 世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方の概要

＜参考＞リーディング事業～当面の重点的取り組み

- 1 通常の学級に在籍する要配慮児童・生徒の支援の充実のための「学校包括支援員派遣の拡充」。
- 2 学校が抱える課題解決を支援するための「教育支援チーム（臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家チーム）の創設」。
- 3 発達障害傾向の児童が専門的な指導を受けやすくするための「小学校『特別支援教室』（情緒障害等の巡回指導）の実施準備」。
- 4 発達障害傾向の児童・生徒の支援充実のための「情緒障害等の指導・支援のあり方の検討（固定学級設置等）」。
- 5 障害特性に応じた学習指導の充実のための「タブレット型情報端末を活用した授業のモデル実施」。

第2章 世田谷区における「障害者差別解消法」施行に向けた対応

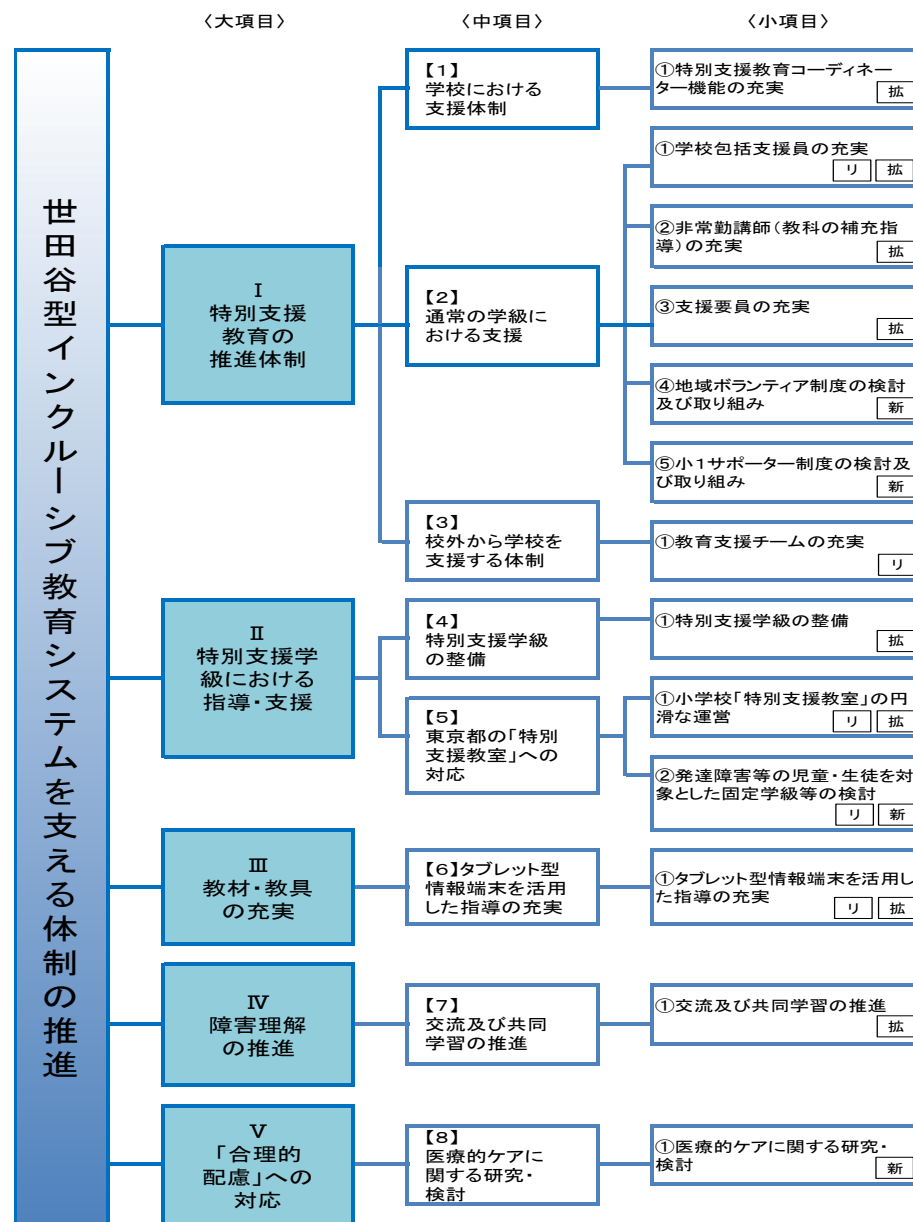
- 「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行され、自治体においては不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が法的義務となる。
- 「障害者差別解消法」の施行に向けた対応として、区では、区長を委員長とした「世田谷区障害者差別解消推進委員会」を平成27年5月に設置。
- 不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、自治体職員対応要領の策定に関することなどについて、教育委員会も含めた全庁的な検討を進めている。

第3章 計画の位置づけ及び計画期間

- 教育委員会では平成26年3月に、「第2次世田谷区教育ビジョン」を、平成27年3月には「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」を策定。
- 本プランは、「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」で設定したリーディング事業をさらに拡充し、平成28年度から29年度までの2年間にわたる事業活動について、規定するもの。
- リーディング事業以外の取り組みも含めた特別支援教育全般の推進計画については、平成30年度を開始時期とした第2期計画にて策定する。
- 本計画は、他の諸計画等との調和や整合性が保たれた計画とする。

第4章 計画の内容

1 計画の体系図



○凡例 …… **リ**：リーディング事業 **新**：新規 **拡**：拡充

2 具体的な取り組み内容

Ⅰ 特別支援教育の推進体制

【1】学校における支援体制

① 特別支援教育コーディネーター機能の充実 **拡**

特別支援教育コーディネーターがより充実した活動を行うことができるよう、環境の整備について検討し充実を図る。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○特別支援教育コーディネーター研修の充実	○特別支援教育コーディネーター研修の充実 ○特別支援教育コーディネーターの活動環境に関する検討	○特別支援教育コーディネーター研修の充実 ○特別支援教育コーディネーターの活動環境に関する検討を踏まえた取り組み

【2】通常の学級における支援

① 学校包括支援員の充実 **リ** **拡**

学校包括支援員（非常勤職員）を中学校に直接配置し、その学び舎内の小・中学校を巡回し、より効率的・効果的な支援ができるよう取り組んでいく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○学校包括支援員の配置 42人 ○学校包括支援員研修の実施	○学校包括支援員の拡充 ○学校包括支援員研修の充実	○学校包括支援員の拡充 ○学校包括支援員研修の充実

② 非常勤講師（教科の補充指導）の充実 **拡**

配慮を要する児童・生徒に対する個別指導の実施により、児童・生徒の学習意欲や自己肯定感の向上につなげていく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○非常勤講師の配置	○非常勤講師の充実	○非常勤講師の充実

③ 支援要員の充実 **拡**

学校包括支援員の補完的な位置づけとして配置している支援要員（臨時職員）の充実を図る。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○支援要員の配置 ○人材確保に関する検討	○支援要員の充実 ○人材確保に関する検討	○支援要員の充実 ○人材確保に関する検討

④ 地域ボランティア制度の検討及び取り組み **新**

聴覚障害等で配慮が必要な児童・生徒に対する要約筆記等の情報保障について、地域ボランティア団体等と連携する。併せて、聴覚以外で配慮を要する児童・生徒の人的支援について、地域人材等を活用できる仕組みについて検討していく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○要約筆記ボランティアモデル事業の検討	○要約筆記ボランティアモデル事業の実施及び検証 ○地域ボランティア制度の検討	○要約筆記ボランティア事業の実施 ○地域ボランティア制度モデル事業の実施及び検証

世田谷区特別支援教育推進計画（素案）【概要版】

⑤ 小1サポーター制度の検討及び取り組み **新**

小学校1年生が新しい環境の変化に戸惑うことなく、安心して学校生活を送れるよう、新たな制度構築に向け取り組む。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○小1サポーター養成講座の検討	○小1サポーター養成講座の実施 ○小1サポーターモデル事業の検討	○小1サポーター養成講座の実施 ○小1サポーターモデル事業の実施

【3】校外から学校を支援する体制

① 教育支援チームの充実 **リ**

学校だけでは対応が難しい専門性の高い課題や緊急対応を要する事例などについて、専門家がそれぞれの立場から助言し、深刻化の未然防止や早期解決ができるよう、取り組んでいく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○教育支援チームの実施 ・臨床心理士の配置1人 ・スクールソーシャルワーカーの配置1人 ・弁護士の活用	○教育支援チームの実施 ・臨床心理士の配置 ・スクールソーシャルワーカーの拡充 ・弁護士の活用 ・学識経験者の活用	○教育支援チームの実施 ・臨床心理士の配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・弁護士の活用 ・学識経験者の活用

II 特別支援学級における指導・支援

【4】特別支援学級の整備

① 特別支援学級の整備 **拡**

特別支援学級に入級する児童・生徒の増加等に対応するため、障害の種別や学級形態、地域的なバランス、既設の学級規模などに配慮しながら、計画的な学級整備に取り組んでいく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○特別支援学級の整備・充実 3校（計52校）	○特別支援学級の整備・充実 0校（計39校）※ ○「特別支援教室」巡回校及び拠点校の整備・充実 63校（計63校） ○「特別支援教室」拠点校の整備・充実 3校（計16校）※	○特別支援学級の整備・充実 1校（計40校） ○「特別支援教室」拠点校の整備・充実

※現在の小学校情緒障害等通級指導学級設置校13校を「特別支援教室」拠点校へ移行する。

【5】東京都の「特別支援教室」への対応

① 小学校「特別支援教室」の円滑な運営 **リ 拡**

「特別支援教室」を利用する児童が、在籍学級でより充実した学校生活を送ることができるよう、「特別支援教室」における指導を充実するとともに、「特別支援教室」と在籍学級の連携強化を図る。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○小学校「特別支援教室」導入に向けた取り組み	○小学校「特別支援教室」の充実 ○臨床発達心理士等の巡回支援（東京都） ○タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施《特別支援教室》	○小学校「特別支援教室」の充実 ○臨床発達心理士等の巡回支援（東京都） ○タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施及び導入に向けた検討《特別支援教室》
○対象児童の増加に対応するための臨床心理士増員 1人	○対象児童の増加に対応するための臨床心理士増員 ○対象児童の増加に対応するための非常勤講師配置	○対象児童の増加に対応するための臨床心理士増員 ○対象児童の増加に対応するための非常勤講師配置
○保護者向けリーフレットの印刷	○保護者向けリーフレットの印刷	○保護者向けリーフレットの印刷

② 発達障害等の児童・生徒を対象とした固定学級等の検討及び設置 **リ 新**

「特別支援教室」や情緒障害等通級指導学級における指導だけでは、支援が十分ではないと考えられる児童・生徒も一定程度見込まれることを踏まえ、発達障害等の児童・生徒を対象とした固定学級等の開設に向け、取り組んでいく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○固定学級開設に向けた検討	○固定学級開設に向けた検討及び準備 ○教育課程の検討 ○入退級システムの検討	○固定学級開設に向けた検討及び準備 ○教育課程の検討 ○入退級システムの検討

III 教材・教具の充実

【6】教材・教具の充実

① タブレット型情報端末を活用した指導の充実 **リ 拡**

子どもたちの学習意欲や学力向上などの効果が期待されているタブレット型情報端末について、教員が適切な指導を行うための知識や技能の習得に努め、すべての特別支援学級へ順次導入できるように、検討していく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施	○タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施	○タブレット型情報端末を活用した指導のモデル実施及び導入に向けた検討

IV 障害理解の推進

【7】交流及び共同学習の推進

① 交流及び共同学習の推進 **拡**

通常の学級と特別支援学級それぞれの教育課程上の位置づけの違いなどの課題を整理し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の双方にとってよい交流及び共同学習の実施について検討し、充実を図っていく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○副籍制度の運営 ○交流及び共同学習の充実に向けた検討	○副籍制度の運営 ○交流及び共同学習の充実に向けた検討	○副籍制度の運営 ○交流及び共同学習の検討を踏まえた取り組み ○交流及び共同学習支援員モデル事業の実施及び検討

V 「合理的配慮」への対応

【8】医療的ケアに関する検討

① 医療的ケアに関する研究・検討 **新**

今後、国や東京都などの動向を注視するとともに、医療的ケアが必要な児童・生徒が安心して学校生活を送るために、どのような支援体制が必要なのか、研究・検討を進めていく。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
○医療的ケアに関する研究	○医療的ケアに関する研究・検討	○医療的ケアに関する研究・検討